

資料 2

学校におけるいじめの防止の為の職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
 - ・いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要である。
 - ・いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報を共有し組織的な対応を行う。
 - ・いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校のいじめ・不登校対策委員会に報告し、学校の組織的な対応を行う。

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に共有させる。
- ・はやしたてたり見て見ぬ振りをしたりする行為もいじめを肯定している事だと理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者へと転換させる。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導・教育相談担当教員》

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成させる。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組ませる。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめ問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(生徒総会による「いじめゼロ宣言」や相談箱の設置など)

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の生徒との雑談や学級日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みなどを聞く。

《生徒指導・教育相談担当教員》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談を定期的実施する。
- ・保健室や教育相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の地域巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受けとめられる体制を構築し、それが適切に機能しているか定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任・養護教諭等》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護者の立場から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」》(以下、「組織」という)

※いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策の為の組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成される事が考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

- ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む(学級担任等、養護教諭、生徒担当教員、教育相談担当教員、管理職などで役割を分担)
 - ▽いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - ▽その保護者への対応
 - ▽教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応できるようにする。

③－A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対して》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対して》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめられた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒の指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を身につけさせる。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰か信頼する大人に知らせる勇気を持つことが大事であることを理解させる。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・状況に応じて、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切な引き継ぎを行う。

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。